

## 第 2 1 1 回岐阜県都市計画審議会 審議結果

### ○会議について

- (1) 委員及び議事に関係のある臨時委員の数・・・・・・・・・・ 23
- (2) 令和2年7月28日までに回答書の提出のあった数・・・・・・・・ 19
- (1) の数に対し (2) の数が二分の一以上であったため、本会議は成立した。

### ○議事について

議事は、回答書の提出のあったもののうち、過半数をもって決する。

番号	議題	承認の数	否認の数	意見の有無	審議結果
1	各務原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	19	0	無	原案を適当と認める
2	高富都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	19	0	無	原案を適当と認める
3	関ヶ原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	19	0	無	原案を適当と認める
4	関都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	19	0	無	原案を適当と認める
5	美濃都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	19	0	無	原案を適当と認める
6	可児都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	19	0	無	原案を適当と認める
7	御嵩都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	19	0	無	原案を適当と認める
8	恵那都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	19	0	無	原案を適当と認める
9	中津川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	19	0	無	原案を適当と認める
10	各務原都市計画 区域区分の変更について	19	0	無	原案を適当と認める
11	建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他の処理施設の敷地の位置について（特定行政庁：岐阜県知事）	19	0	無	都市計画上支障がないと認める

第 2 1 1 回岐阜県都市計画審議会を書面開催し、上記のとおり決定した。

令和2年7月30日

岐阜県都市計画審議会会長